

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

令和 5 年 2 月 10 日

鶴岡市長 皆 川 治

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

別紙の通り（55地区）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 2 月 10 日

3. プラン修正理由

別紙の通り

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

別紙の通り

5. 地域農業の将来のあり方

別紙の通り

6. 農地流動化のための農地中間管理事業の活用方針

別紙の通り

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	金谷	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 中心経営体の現状面積変更 1人 	(8) 8	(7) 7	(1) 1	(0) 0	(8) 8	(5) 5	(0) 0	(3) 3	担い手はいるが十分ではない。	担い手に集積・集約化する。	<ul style="list-style-type: none"> 孟宗・茗荷・庄内柿の特産物と転作の枝豆の生産拡大に取り組んでおり、作業受委託や機械の共同利用を図りながら効率的農業経営を実践する。 個人の担い手体制としつつ、作業受委託と作業共同をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	谷定	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 3人 中心経営体の削除 2人 中心経営体の現状面積変更 5人 	(26) 27	(24) 25	(2) 2	(0) 0	(26) 27	(13) 14	(1) 1	(12) 12	担い手はいるが十分ではない。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯囲を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用型農業については母狩ファーム及び地域の中心となる経営体が農用地の受け皿組織となり、個人の離農者や規模縮小農家の対応にあたる。 地域特産物の孟宗・茗荷や枝豆・花卉については複合化を進め収益の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	民田	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の現状面積変更 7人 中心経営体の今後引受意向面積変更 1人 	(16) 16	(14) 14	(2) 2	(0) 0	(16) 16	(12) 12	(1) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている。	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯囲を解消する。 	<ul style="list-style-type: none"> 作業受委託と機械共同化をさらに進めながら担い手に集積の集積を加速化させ、転作地においては特産物(民田ナス・枝豆)を中心に複合経営を確立させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	大泉地域 (白山、矢馳、山田、布目、大淀川、小淀川、寺田、井岡、岡山、森片、上清水、中清水、下清水、清水新田)	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の現状経営面積変更 68人 中心経営体の属性変更 12人 中心経営体の追加 2人 中心経営体の削除 2人 	(122) 122	(114) 113	(7) 8	(1) 1	(122) 122	(84) 77	(2) 1	(36) 44	担い手は十分確保されている	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯囲を解消する 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認定農業者に集積等を図り農業生産の維持をめざす。 集落営農組織の法人化を進め、地区農業の大きな担い手を目指すとともに、認定農業者や、個別農業法人と作業受委託等も含めて、相互連携を図っていく。 地区での6次産業化や観光農業に向けた取り組みも徐々にすすめていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯囲を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	番田	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の現状面積変更 3人 中心経営体の今後引受意向面積変更 1人 中心経営体の属性変更 1人 中心経営体の追加 1人 中心経営体の削除 1人 	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 3	(0) 0	(2) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	<ul style="list-style-type: none"> 稲作を中心に、枝豆・野菜等の作付及び拡大を図り複合的経営を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
6	道形	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(6) 5	(5) 4	(1) 1	(0) 0	(6) 5	(5) 4	(0) 0	(1) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は農地の貸付け、水管理集落オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	文下	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 9人 ・中心経営体の削除 1人	(16) 15	(16) 15	(0) 0	(0) 0	(16) 15	(11) 10	(2) 2	(3) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・営農組合は法人化とともに、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。 ・新規就農者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営技術の修得をとらに目指す。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理、集落営農オペレーター等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	播磨	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 4人 ・中心経営体の削除 2人	(14) 12	(13) 11	(1) 1	(0) 0	(14) 12	(12) 11	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲育苗の共同化や収穫作業の集積を契機として水田の賃貸借を誘導し、規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・枝豆や大豆、花きなどの品目拡大・団地化継続とブロックローテーションへの取り組みにより、生産量・品質の向上と安定した複合経営を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	湯野沢	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 5人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	(11) 11	(10) 9	(1) 2	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	西京田	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(6) 5	(3) 2	(3) 3	(0) 0	(6) 5	(6) 5	(0) 0	(0) 0	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
11	平京田	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 2人 ・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 2人	(9) 7	(9) 7	(0) 0	(0) 0	(9) 7	(6) 4	(0) 0	(3) 3	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	安丹	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 3人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人	(11) 11	(10) 10	(1) 1	(0) 0	(11) 11	(9) 9	(2) 2	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	・水稲及び枝豆に関する水田農業については、規模拡大をはかりつつ、より効率化した経営をめざす。 ・中心となる経営体と連携する者(兼業農家、自給的農家)は、農地の貸し付け等の役割を担う。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	荒井京田	R5.2.10	・中心経営体の現状面積変更 4人 ・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 2人	(11) 10	(8) 8	(3) 2	(0) 0	(11) 10	(9) 8	(1) 1	(1) 1	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・中心となる経営体と連帯する者(自給農家・兼業農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を生かした助言を行う。 ・新規就農者同士が連携し、労働力調整、生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	上郷地域 (石山、楯川原、水沢、広浜、大谷上、大谷下、中山、矢引、中沢、大荒、上京田、金山、山口、竹の浦、草井谷)	R5.2.10	・中心経営体の今後引受意向面積変更 10人 ・中心経営体の削除 2人	(64) 62	(62) 60	(2) 2	(0) 0	(64) 62	(50) 49	(1) 1	(13) 12	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する 担い手の分散錯圖を解消する 耕作放棄地を解消する	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 ・集落の機械共同利用組合により、共同作業により農作業を実施する。 ・新規就農者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(鶴岡地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
15	西郷北部 (西沼、長崎、西茨、東茨、道地)	R5.2.10	・中心経営体の属性変更 1人 ・中心経営体の削除 1人	(49) 48	(44) 43	(5) 5	(0) 0	(49) 48	(37) 37	(0) 0	(12) 11	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する	・西郷北部地域では、水稻・大豆をはじめとする土地利用型農業の振興に重点を置き、地域内の4法人を中心に、地域間分散錯雑の解消を進め、農地を集積し、経営の安定化、地域の農地保全を図ることとし、その取組みエリアは別に定めるとおりとする。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
16	七窪	R5.2.10	・中心経営体の属性変更 2人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(4) 2	(0) 0	(4) 6	担い手がいない	担い手に集積・集約化する	・メロン、ミニトマト等の園芸作物については個人経営体が行い、農業所得の向上を目指す。	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
17	西郷地区砂丘畑 (下川上、下川中、下川下、千安京田、面野山、辻興屋、西沼、長崎、西茨、東茨、道地、七窪)	R5.2.10	・中心経営体の属性変更 6人 ・中心経営体の追加 4人 ・中心経営体の削除 5人 ・中心経営体の今後引受意向面積変更1人	(207) 206	(203) 202	(4) 4	(0) 0	(207) 206	(161) 156	(4) 3	(42) 47	・概ね5年後の農地利用意向に農地を一部貸したい等があり、農地の賃貸の検討が必要。 ・耕作放棄地を作付け可能な圃場に戻す対策が必要。	・話し合い等により、担い手に集積・集約化する。	メロン、ミニトマト等の園芸作物、畑作物等については個人経営体による経営を継続し、それぞれの経営体において農業所得の向上を目指す。	・農業経営をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を活用する。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	古郡	R5.2.10	・貸付意向農地の追加 1人	(9) 9	(9) 9	(0) 0	(0) 0	(9) 9	(7) 7	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者に農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・水稻の有機栽培・特別栽培は引き続き取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく ・飼料用米もまとまって取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2	下中野目	R5.2.10	・中心経営体の属性変更 1人	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(4) 5	(0) 0	(2) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
3	鷺畑	R5.2.10	・貸付意向農地の追加 2人	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	(8) 8	(8) 8	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・V溝直播田植えを組織化し、経営体の生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	千原	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の削除 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 6	(6) 5	(0) 1	(0) 0	(6) 6	(6) 6	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・堆肥など施肥基準を統一し、高付加価値なこだわり米を地域ブランド米として販売していきたい ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
5	下川尻	R5.2.10	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(6) 6	(4) 4	(2) 2	(0) 0	(6) 6	(4) 4	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく ・高付加価値として水稻特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
6	小中島	R5.2.10	・中心経営体の経営面積変更 1人	(11) 11	(6) 6	(5) 5	(0) 0	(11) 11	(10) 10	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく ・6次産業化に取り組む	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
7	上新田	R5.2.10	・貸付意向農地の追加 1人	(5) 5	(4) 4	(1) 1	(0) 0	(5) 5	(5) 5	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・今後、新規就農を促進していく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
8	西小路	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(4) 5	(3) 3	(1) 2	(0) 0	(4) 5	(3) 4	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者や農事組合法人に農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
9	表小路	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(7) 8	(7) 7	(0) 1	(0) 0	(7) 8	(5) 6	(0) 0	(2) 2	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
10	中組	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11) 12	(11) 11	(0) 1	(0) 0	(11) 12	(7) 8	(0) 0	(4) 4	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・集落で大豆のブロックローテーションに取り組み、高品質大豆の生産に努める ・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第4期鶴岡市人・農地プランの認定について(藤島地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数			中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方			
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者					認定新規就農者	一般農業者
11	宮東	R5.2.10	・中心経営体の経営面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 1人	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者やこれから地域を担っていく後継者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・後継者(新規就農者)同士で連携し、労働力調整するとともに生産技術や経営技術の習得をともに目指す ・水稲の特別栽培は引き続き取り組んでいき、高付加価値を実現していく。また他の作物においても付加価値農業を展開していく ・大豆を中心として複合化経営に取り組んでいき可能であればブロックローテーションにも取り組んでいく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
12	和名川	R5.2.10	・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(10) 10	(2) 2	(0) 0	(12) 12	(11) 11	(0) 0	(1) 1	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
13	中荒俣	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 4人	(8) 9	(6) 6	(2) 3	(0) 0	(8) 9	(8) 9	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圖を解消する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・大豆を中心とした複合経営に取り組んでいく ・畜産との複合経営に取り組み環境保全型農業を目指す	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
14	宝徳	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(13) 14	(13) 13	(0) 1	(0) 0	(13) 14	(9) 10	(1) 1	(3) 3	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
15	箕升新田	R5.2.10	・貸付意向農地の追加 4人	(4) 4	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(4) 4	(4) 4	(0) 0	(0) 0	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。	・規模拡大農業者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・高付加価値として水稲特別栽培に多く取り組んでいくことにより販路拡大を図る ・複合化にも積極的に取り組んでいき、野菜の面積を増やしていく	・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
1	中川代	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の削除 1人 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 貸付意向農地の追加 6人 	(23) 23	(22) 22	(1) 1	(0) 0	(23) 23	(18) 18	(2) 2	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を促進し、生産費のコストダウンを図る。 水稲を中心としながら、畑作との複合経営の安定化を図る。 耕作放棄地の利用を拡大し、月山麓の畑団地の活用を図る。 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 中山間地域の耕作放棄地を活用し付加価値農業を展開する。 地域の中心となる経営体と新規就農者が連携し、労働力、生産技術、経営管理技術などお互いに不得意分野を教えあう。 中心となる経営体、その他の農家、新規就農者が協力し産直などの6次産業化を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
2	玉川・清水	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(11) 11	(11) 11	(0) 0	(0) 0	(11) 11	(9) 9	(0) 0	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 農業者同士で連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
3	戸野・十文字・坂ノ下	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 貸付意向農地の追加 3人 	(10) 11	(9) 10	(1) 1	(0) 0	(10) 11	(7) 8	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し生産性向上を図り、利益の確保を図る。 中心となる農業者を地域で育てる環境整備を行なう。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
4	町屋・染興屋・川行	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 4人 貸付意向農地の追加 8人 	(21) 22	(20) 21	(1) 1	(0) 0	(21) 22	(11) 12	(0) 0	(10) 10	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る。 農業者同士に連携し、労働力調整とともに生産技術や経営管理技術の修得をともに目指す。 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、水管理等の役割を担うほか、知見を活かした助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

令和4年度第3期鶴岡市人・農地プランの認定について(羽黒地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】									5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方	今後の地域農業のあり方		
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者				一般農業者	
5	小増川	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 5人 中心経営体の経営面積変更 2人 貸付意向農地の追加 10人 	(5) 10	(3) 8	(2) 2	(0) 0	(5) 10	(5) 10	(0) 0	(0) 0	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地集積し、生産のコストダウンを図ると共に水利の有効化を図る。 新規就農者の勧誘を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
6	仙道	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の削除 2人 中心経営体の経営面積変更 4人 貸付意向農地の追加 2人 	(14) 12	(11) 9	(3) 3	(0) 0	(14) 12	(13) 11	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地の集積し、生産費のコストダウンを図る。 農機具の共同化によるコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
7	上野新田	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の削除 1人 中心経営体の追加 2人 中心経営体の経営面積変更 4人 貸付意向農地の追加 3人 	(21) 22	(18) 18	(3) 4	(0) 0	(21) 22	(18) 19	(1) 1	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積、集約化する。 担い手の分散錯圖を解消する。 新規参入を促進して、新規参入者に集積・集約化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水稻は、集落内外を問わず規模拡大をしていく。 農機具の共同利用などのコストダウンを図る。 農業者同士の共同作業などでコストダウンを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 	
8	月山ろく11-3団地	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の削除 1人 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 2人 貸付意向農地の追加 3人 	(42) 42	(37) 37	(5) 5	(0) 0	(42) 42	(38) 38	(2) 2	(2) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではないため、話し合い活動等により若手農業者への農地の集積・集約化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 輪作体系の推進を図るため、受け皿となる組織化等を検討する。 観光農業や小麦など各種農産物の「月山高原ブランド」化も視野に入れ、将来の農地利用のあり方を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 月山ろく11-3団地の地域農業のあり方を推進する体制整備に取り組む。 出羽三山・月山高原・松ヶ岡等と連携し、景観も活用した観光農業に取り組む。 地域内畜産農家と連携した循環型農業を推進し、高品質な農作物の栽培に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構を活用した農地流動化に取り組む。

令和4年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	常盤木	R5.2.10	・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(12) 12	(12) 12	(0) 0	(0) 0	(12) 12	(9) 9	(1) 1	(2) 2	・担い手はいるが十分ではない	・担い手に集積・集約化する	・水稲では、特別栽培による良食味米の生産に取り組み ・果樹については、大玉ブドウや食味等消費者の嗜好に添った品種の生産への転換を進める ・産直施設の活用	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
2	西荒屋	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加 1人	(25) 26	(25) 26	(0) 0	(0) 0	(25) 26	(22) 23	(0) 0	(3) 3	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	・観光果樹園の取り組みや産直・加工施設の活用により、今後とも農産物の高付加価値化、6次産業化に努める ・中心となる経営体へ水田を集積することにより、水稲の生産費のコストダウンを図りつつ、その他の農業者は果樹経営に専念していく ・水田の連担化を推し進め、作業効率の向上に努める	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
3	板井川	R5.2.10	・中心経営体の追加 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人	(14) 15	(14) 15	(0) 0	(0) 0	(14) 15	(12) 13	(0) 0	(2) 2	・担い手は十分確保されている	・担い手に集積・集約化する ・担い手の分散錯圖を解消する	・果樹・花卉・野菜の高付加価値農産物の生産に取り組み、複合経営の確立をする ・規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る ・中心となる経営体と連携する者は、農地の貸付け、繁忙期に作業支援等の役割を担うほか、新規就農者には知見を活かした技術的指導や助言を行う ・中心となる経営体5名(刈取面積28ha)と2名(刈取面積15ha)の水稲刈取機械共同利用組合は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・大豆は転作作目の基幹として毎年作付が増加しており、大豆生産組合による播種から刈取までの共同作業により低コスト化を図っている。今後は栽培管理に、多機能作業機を導入して、高品質と多収穫を目指す ・中心となる経営体のうち水稲自家乾燥・調整する7名は、規模拡大と償却に伴い定期的に機械の更新を図る ・果樹との複合経営をめざす中心となる経営体は、規模拡大と作業の効率化を図るため防除機・高所作業車等を導入する ・担い手1名が経営を承継する。後継者が新規就農(継承型)の青年新規就農給付金を申請をし、H.28年4月よりハウスでのミニトマトの栽培に取組、所得200万を目指す	・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和4年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(楡引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】							5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針		
				中心経営体の数				中心経営体の属性			担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方	
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者					一般農業者
4	下山添	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積の変更 農地転用 △0.01ha 中心経営体の削除 1人 今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(23) 22	(21) 20	(2) 2	(0) 0	(23) 22	(20) 20	(1) 1	(2) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 下山添地区生産組合を中心に農用地の利用集積を行い、担い手となる認定農業者に農地を集積する集落営農システムを確立する。水稲は主に認定農業者が担当し、複合作物であるきゅうりなどの園芸作物は、女性陣が主となり農業所得の増大を図る 兼業農家や高齢農家が稼働能力に応じて、担い手農家に協力して農業に従事することにより、地域全体として生産体制を充足させる。高齢者でも取り組める軽量野菜導入の取り組みを進める 直播きや無人ヘリコプターの効率的利用、CE・MRC利用を促進し、低コスト化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
5	丸岡	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(9) 10	(9) 10	(0) 0	(0) 0	(9) 10	(8) 8	(0) 0	(1) 2	<ul style="list-style-type: none"> 担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 中心となる経営体は、受け皿となれる条件整備を促進する 新規就農者への農地の集積も必要であり、現存施設の有効利用、中心となる経営体へ農地を提供した農業者から、水利管理などへの参加を求め、集落内での絆を維持する 作業の効率化を目的とする農地の交換等は、所有者の理解を得ながら、可能なところは検討する 地域の農業者の意向調査を基にした現状把握であり、今後の社会の変化に伴い随時見なおすものとする 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
6	黒川上	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 2人 今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(21) 21	(20) 20	(1) 1	(0) 0	(21) 21	(15) 15	(1) 1	(5) 5	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大農業者や新規就農者へ農地を集積し、生産費のコストダウンを図る 営農組合又は作業受託組織は、耕作放棄地を再生利用した付加価値農業を展開 新規就農者同士が連携し、生産技術や経営技術の修得をともに目指す 中心となる経営体と連携する者(兼業農家・自給的農家)は、農地の貸付け、補完的農業従事者として地域に関わる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
7	松根	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人 貸付意向農地の追加 6人 	(9) 9	(8) 8	(1) 1	(0) 0	(9) 9	(8) 8	(0) 0	(1) 1	<ul style="list-style-type: none"> 担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> 稲作については特定の中心的経営体に農地の集約が進み、コストダウンが図られる方向に進む 地区産米のブランド化(高付加価値化)を模索し、収益の増加に繋げる 加工・流通業者や産直施設との連携の進展 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和4年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(櫛引地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
8	宝谷	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の経営面積変更 1人 今後中心経営体の引受意向のある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(6) 6	(5) 5	(1) 1	(0) 0	(6) 6	(3) 3	(0) 0	(3) 3	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手はいるが十分ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域にあった方法で生産組合・認定農業者を中心に農地の利用集積または、農作業受委託を行い規模拡大を図る。 ・転作についてはそばを中心に取組み、引き続き団地化と集団化を図りながら組織活動の活性化に努め、良食味そばを安定生産する。 ・宝谷そば生産組合は、現在玄そばの販売のみであるが、そば粉での販売や更なる商品開発を模索しており6次産業化を推進していく。また、作業者の高齢化により、施肥の省力化の検討や組織の法人化も視野に入れた取り組みを展開していく。 ・そばの高品質化を目指し規格外品を出さないよう適期刈取り及び調整方法の適正化を強化しブランド品を生産・販売する事を目標に頑張る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
9	田代	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> 中心経営体の追加 1人 中心経営体の経営面積変更 1人 今後中心経営体の引受意向のある耕作面積変更 1人 貸付意向農地の追加 1人 	(41) 42	(39) 39	(2) 3	(0) 0	(41) 42	(30) 31	(0) 0	(11) 11	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手は十分確保されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する 	<ul style="list-style-type: none"> ・水稻を中心に複合経営を進める ・農業機械の共同購入、共同所有をし、稼働率向上を計り経営改善に努め経費の削減を図る ・集落内の認定就農者が中心となって、利用集積・作業受託を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

令和4年度第4期鶴岡市「人・農地プラン」の認定について(朝日地域)

No.	1. 協議の場を設けた区域の範囲	2. 協議の結果を取りまとめた年月日	3. プラン修正理由	4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況 【上段()内が前回までの数値、下段が最新数値】								5. 地域農業の将来のあり方		6. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針	
				中心経営体の数				中心経営体の属性				担い手の確保状況	将来の農地利用のあり方		今後の地域農業のあり方
				総数	個人	法人	集落営農(任意組織)	総数	認定農業者	認定新規就農者	一般農業者				
1	熊出	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営移譲 1人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 3人 ・中心経営体の経営面積変更 4人 ・貸付意向農地の追加10人 	(16)	(14)	(2)	(0)	(16)	(10)	(0)	(6)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
2	東岩本	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 2人 ・中心経営体の経営面積変更 3人 ・貸付意向農地の追加11人 	(17)	(14)	(3)	(0)	(17)	(11)	(0)	(6)	担い手は十分確保されている	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・新規青年就農者に農地を集積していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
3	大針	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営移譲 1人 	(11)	(11)	(0)	(0)	(11)	(2)	(0)	(9)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
4	本郷	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の追加 1人 ・今後中心経営体の引受以降ある耕作面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加 1人 	(27)	(25)	(2)	(0)	(27)	(11)	(0)	(16)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そばを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
5	名川	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の削除 2人 ・今後中心経営体の引受意向ある耕作面積変更 1人 ・中心経営体の経営面積変更 1人 ・貸付意向農地の追加11人 	(17)	(14)	(3)	(0)	(17)	(9)	(0)	(8)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山ぶどうを中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として中間管理機構に貸し付ける。
6	大泉	R5.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体の経営面積変更 9人 	(20)	(19)	(1)	(0)	(20)	(4)	(0)	(16)	担い手はいるが十分ではない	担い手に集積・集約化する。 担い手の分散錯図を解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・水稲、そば、山菜を中心に作付けする。 ・担い手を中心に農地を集積し、生産費用のコストダウンを図っていく。 ・複合経営に取り組み、利益の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイヤ・経営転換する人には、原則として中間管理機構に貸し付ける。